

各 国 公 私 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 セ ン タ ー 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

学校教育法施行規則第155条第1項第5号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示の施行について（通知）

この度、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定に基づき、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第139号。以下「改正告示」という。）が令和4年10月31日に公布、施行されました。改正告示により指定された専修学校の専門課程を、文部科学大臣の定める日以降に修了した者には、大学院入学資格が与えられることとなりますので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、御参考までに、改正告示及び改正告示による改正後の学校教育法施行規則第155条第1項第5号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成17年文部科学省告示第169号）を別添しますので、併せて御参照ください。なお、文部科学省ホームページに掲載している、文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程の一覧表についても、近日中に更新する予定です。

【本件問合せ先】

高等教育局大学教育・入試課法規係

電話：03-5253-4111（内線3338）